

自立支援医療（精神通院）診断書に係る審査業務委託仕様書

1 業務名称

自立支援医療（精神通院）診断書に係る審査業務

2 業務目的

自立支援医療（精神通院）の支給認定申請において提出される診断書の内容を、専門的かつ客観的に審査することにより、支給認定の適正化を図る。

3 業務内容

受注事業者は、診断書の内容審査について以下の内容を実施するものとする。

(1) 形式審査

以下の項目について記載漏れ等がないか審査し、不適切な診断書があった場合は、該当する項目に付箋（黄色）を貼付する。

- ア 氏名、生年月日、病名、ICD-10 コード、症状、治療内容、治療方針、期間、「重度かつ継続」に関する意見
- イ 診断書の作成日
- ウ 医師の署名又は記名押印
- エ 記載内容の不鮮明さ、判読不能箇所

(2) 実質審査

以下の項目について疑義がないか審査し、疑義がある場合は、該当する項目に付箋（黄色）を貼付する。

- ア 傷病名と ICD-10 コードの整合性
- イ 症状の記載と診断の整合性
 - ・ 精神発達遅滞、認知症の診断が記載されている場合に、「(6)情動及び行動の障害」等の精神症状の記載がされているか
- ウ 治療内容の妥当性
 - ・ 同一種類の向精神薬が 3 種類以上処方されていないか
 - ・ 感染症、新生物、アレルギー、筋骨格系の疾患に係る薬剤が記載されていないか
- エ 通院の必要性及び継続性の判断
- オ 診断書に不備があるもの、判断に迷うものについてはコメントを付して付箋を貼付

(3) 納品

- ア 審査した結果について、審査表に記入
 - イ 審査表及び審査した診断書を納品
- 上記のほか、別途本市が作成するチェックリストに従うこと。

4 業務場所

こころの健康増進センター執務室内の相談室

5 業務量

年間約 17,000 件

6 業務スケジュール（想定）

原則2週間に1度のサイクルで、約500～700件の診断書を審査

診断書1件につき要する審査時間：2分／件

1サイクルに要する審査時間：2分／件×700件=1400分

1400分÷60分÷7時間=約3.3人日

<例>

1(日)	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)	6(金)	7(土)
				←—————→—————		
8(日)	9(月)	10(火)	11(水)	12(木)	13(金)	14(土)
				—————→—————		
					5～12日に約500～700件を審査	
15(日)	16(月)	17(火)	18(水)	19(木)	20(金)	21(土)
				←—————→—————		
22(日)	23(月)	24(火)	25(水)	26(木)	27(金)	28(土)
				—————→—————		
					19～26日に約500～700件を審査	

7 実施体制及び資格

- 同一人が3～4日かけて審査を行っても、複数人が協働することにより1～2日で審査を行っても、いずれの実施体制でも構わない。
- メディカルクラーク等の医療事務に係る資格又は精神保健福祉士並びに医療事務に係る経験を5年以上有する者

8 個人情報の保護

受注事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、「個人情報の保護に関する法律」、「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」などの関連法規とともに、「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」（別紙1－1）を遵守しなければならない。

9 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日